

業務委託仕様書

楽只小学校にかかる現況図面等作成業務委託

京都市行財政局

第1章 業務概要等

1 委託業務名

楽只小学校にかかる現況図面等作成業務

2 委託期間

契約の日の翌日から平成31年3月22日まで

3 本業務の対象となる施設概要

- ・施設名称 京都市立楽只小学校
- ・施設用途 小学校
(平成31年4月に紫野小学校に統合される予定)
- ・施設所在地 京都市北区紫野西舟岡町2
- ・面積 5,943㎡
建物敷地面積 3,453㎡
運動場面積 2,100㎡
その他 390㎡
- ・校舎等

棟名称	構造・階数	延べ床面積	建築年
北館	鉄筋コンクリート造3階建	1,345㎡	昭和40年
本館	鉄筋コンクリート造3階建	950㎡	昭和48年
西館	鉄筋コンクリート造3階建	601㎡	昭和32年
講堂	鉄筋コンクリート造1階建	517㎡	昭和53年

上記の棟の他に、付属建物があります。

※ 以下4のとおり、既存校舎の改修にかかるところが本業務の対象となる。

4 当業務の基本的な考え方

統合後の楽只小学校の跡地活用を検討するため、現況図面等を作成する。

なお、グランド部分には新たに施設を建設することも想定され、その場合は、既存校舎部分と別用途として、境界線の線引きが必要となることが想定される。本件については、既存校舎の改修にあたり、第2章1及び2の作業を委託するものである。

第2章 業務の範囲（別表1参照）

業務の内容及び範囲は次による。

1 既存図等の作成（既存校舎部分）

- (1) 既存の資料を基に現況を調査し、既存図（配置図、平面図、立面図及び断面図）を作成する。
ただし、物置等の軽易な構造物については、平面図、立面図及び断面図の作成は要しないが、配置図に位置、面積及び構造種別を記載する。
- (2) 既存建物の日影図を作成する。（平均地盤面の算定、真北測定を含む。）
- (3) エレベーター増築位置を検討し、配置図を作成する。
- (4) エレベーターを増築した場合の日影図を作成する。

2 用途上可分である新設建物との敷地境界線の位置の検討と提案

- (1) 用途上可分である新設建物との敷地境界線の位置を検討し、配置図に記入する。

- (2) 敷地境界線は、建ぺい率、容積率、日影等の建築基準法関連規定を考慮し、楽只小学校の既存校舎の改修に支障がない位置とする。
- (3) 新たに敷地境界線を設けた場合に、現行のグラウンド利用を可能な限り維持するための方策やグラウンドを有効利用する方法を提案する。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。

2 業務条件

受注者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 本仕様書に基づき、業務を行うものとする。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進める。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は、本市に帰属する。
- (7) 管理技術者は常に全体の進捗状況を把握し、業務工程表の工程を厳守すること。

3 電子納品

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は成果物の全てとする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R及びDVD-R）で正・副各1部（計2部）提出する。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第3章2の業務条件、第3章9の貸与品等によるほか、敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び建築基準法等の関係法令に基づき、適切に行うものとする。

5 提出書類等

- (1) 受注者は業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

① 完了通知書	1 部
② 成果物納入届	1 部
③ 請求書	1 部
④ 振込依頼書（必要時）	1 部
⑤ その他監督員が必要に応じ指示するもの	
- (2) 受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

6 再委託

本市が必要と認める場合を除き、再委託をすることができない。

7 監督員

(1) 監督内容

監督員は、業務遂行にあたり、進捗の確認、履行の確認などの必要な監督を行うものとする。

- (2) 本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の技術支援に基づき、京都市行財政局職員が行う。

8 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、あらかじめ実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定する。

管理技術者は、本業務において総括的な判断ができる者とし、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

9 貸与品等

本事業に関する貸与品等は次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
計画通知書 (写し、表紙及び配置図)	1	行財政局資産活用推進室	受注時	業務完了時
建築、電気設備及び機械設備 図面（ただし、本館及び北館 の渡り廊下の図面を除く。）	1			
耐震診断報告書	1			
耐震改修工事図面	1			
空調設備設置工事図面	1			

10 費用の支払いについて

業務完了後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

11 部外折衝等

- (1) 受注者は、現況を十分把握すると共に、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受注者が行うものとする。

12 条件変更等

受注者は、次に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

13 一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

14 履行期間の変更

受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

15 修補

受注者は、完了を確認する検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員の指示に従うものとする。

16 成果物

- (1) 成果物の図面は原則として第2原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、監督員の承諾のうえ、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- (2) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権も、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後10年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。
 - ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。
 - イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は部分引渡しを監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- (6) 基本設計又は実施設計を進めていくうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により、責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について、本市から受注者に対し質疑等を行った場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

17 検査及び引渡し

- (1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者の業務完了通知が提出された後、検査員が決定する。
- (2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。
- (3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 成果物の検査
 - イ 業務管理状況の検査（業務の状況について打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受注者が引渡す成果物は、別表2「引渡し成果物」の該当欄の記載された成果物とする。

18 引渡し前における成果物の使用

本市は、受注者の承諾を得た場合は、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

19 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。

(別表１) 業務委託の範囲

委託内容	業 務 概 要
敷地調査・測量等	既存建物，工作物，樹木の調査・測量及び図面作成
	現状敷地の平面・高低，縦横断面等の調査・測量及び図面作成
	真北測定
計画に関する調査協議	敷地及び周辺状況調査 日影図（付近現況図，等時間・時刻日影図，略立面図）
計画・検討	
配置計画の検討	エレベーター設置位置の検討及びエレベーター設置時の日影図の作成

(別表２) 引渡し成果物

名 称	提出部数	備 考
現況図面（配置図，平面図，立面図，断面図）	2	データ共
配置図（エレベーター増築後）	2	データ共
配置図（用途上可分である新設建物との敷地境界線の位置を明示）	2	データ共
日影図（既存，エレベーター設置後）	2	データ共
協議記録	2	押印